

第廿一條 本會の加盟組合にして日本勞働同盟、關西勞働同盟、
會並に本會の規約及決議に違反したる時は大會三分の二以
上の決議に依り除名す

財団法人協同會大阪支所

第廿一條 本會の加盟組合にして日本勞働同盟、關西勞働同盟
會並に本會の規約及決議に違反したる時は大會三分の二以
上の決議に依り除名す

第六章 會計

第廿二條 本會の經費は加盟組合より徴收し之に充つ
第廿三條 本會の豫算及決算は大會の承認を得ることを要し且
つ其の會計狀態を委員會に報告するものとす

第七章 附則

第廿四條 本會の規約は大會に於て出席代議員三分の二以上の同
意あるにあらざれば改正することを得ず
第廿五條 本會規約は大正十三年四月 日より實施す
以上